2026 年 11 月 19 日

各　　位

会 社 名　　株 式 会 社　進　　和
代 表 者 名　　代表取締役社長　瀧 谷 善 郎
（コード番号 7607 東証プライム・名証プレミア）
問 合 せ 先　　経営企画室長　川 合　　毅
TEL（052）796－2533

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．処分の概要

(1) 処分期日	2026年12月11日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 13,700株
(3) 処分価額	1株につき 2,714 円
(4) 処分価額の総額	37,181,800円
(5) 株式の処分先およびその人数ならびに処分する株式の数	当社の取締役（※）5名 10,300株 当社の執行役員　　6名　3,400株 ※　社外取締役および監査等委員である取締役を除く。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

２．処分の目的および理由

当社は、2017年10月12日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。また、2017 年11月16日開催の第67回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式を取得するための出資財産として、対象取締役に対して、年額50百万円以内の金銭報酬を支給すること、および、本制度により当社が発行しまたは処分する普通株式の総数は、対象取締役に対して年50,000株以内とすることについて、ご承認いただいております。

さらに、2023年11月16日開催の第73回定時株主総会において、第67回定時株主総会で承認された本制度の概要に関し、譲渡制限付株式に適用される譲渡制限期間を、対象取締役が当社の取締役その他

当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの期間に変更し、これに伴う所要の改定を行うことにつき、ご承認をいただいております。

なお、当社の執行役員に対しても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

本自己株式処分は、本制度の一環として、対象取締役および当社の執行役員（以下「付与対象者」といいます。）を対象に実施されるものです。

今回は本制度の目的、当社の業績、付与対象者の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権（金銭債権）は合計 37,181,800円（以下「本金銭債権」といいます。また、このうち、対象取締役に対する金銭報酬債権の合計は 27,954,200円です。）、付与対象者に割り当てる当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の数は13,700株（このうち、対象取締役に対する本割当株式の数は10,300株です。）とすることといたしました。本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者11名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、本割当株式の全部を引き受けることとなります。

３．本割当契約の概要

当社と対象取締役は個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、当社は、本自己株式処分の割当予定先である当社の執行役員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年12月11日（払込期日）から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできません。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2026年12月11日（払込期日）から2027年8月期に係る定時株主総会の終結の時までの間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、役務提供期間が満了する前に死亡、任期満了により退任した場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、払込期日を含む月から、当該退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てます。）について、譲渡制限を解除いたします。なお、上記に規定する場合、譲渡制限の解除条件により解除されなかった本割当株式については、当社は当該解除時点後、これを当然、無償で取得するものといたします。

（３）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。対象取締役は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して大和証券株式会社との間において契約を締結しました。

（４）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、組織再編等効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

４．払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額は、本制度に基づく当社の第77期事業年度の譲渡制限付株式報酬として当社から支給された金銭報酬債権（金銭債権）を出資財産として行われるものであります。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年11月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,714円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、付与対象者にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。なお、この価格は東京証券取引所における当社の普通株式の1ヵ月(2026年10月19日から2026年11月18日まで)終値単純平均値である2,800円(円未満切り捨て、終値単純平均値において、以下同じであります。)からの乖離率△3.07％(小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3ヵ月(2026年8月19日から2026年11月18日まで)終値単純平均である2,952円からの乖離率△8.06％、および6ヵ月(2026年5月19日から2026年11月18日まで）終値単純平均である3,033円からの乖離率△10.52％となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上